

フレッシュランド西多摩か  
らのお知らせ

お雛様展示

「紙ワザ苦楽部」による雛人形の作品展を開催します。  
【期間】2月5日(火)～3月3日(日)

ひな祭り習字大会

【題目】ひな祭り  
【対象】小学生以下  
【記入方法】市販の半紙に「ひな祭り」または「ひなまつり」と縦書きし、市町村名、学年、氏名を記入してください。  
※未就学児および1・2年生は、筆ペンでの応募も可

【応募方法】自宅で作成後、2月13日(水)～3月7日(木)までに受付へ提出

【表彰】①未就学の部②1・2多摩 570・2626 ※ホーム

2年生の部③3・4年生の部④5・6年生の部※それぞれ金、銀、銅賞を決定し、表彰状と記念品を進呈(該当者へ通知します)。

【作品展示期間】2月26日(火)～3月17日(日)の間、応募作品を随時展示します。

教室案内

①フラダンス教室：毎週水曜日午後1時～2時  
②ヨーガ教室：毎週木曜日午後1時30分～2時30分

【参加費(1回)】①②とも、福生市、青梅市、羽村市、瑞穂町在住の方800円、その他の地区に在住の方1,000円  
※参加費は、教室と入浴3時間のセット料金です。

【問合せ】フレッシュランド西多摩 570・2626 ※ホーム

ページもご覧ください。

住宅リフォーム工事相談をお受けします

市内の専門業者が相談をお受けしますので、リフォームを計画中の方はお気軽にご相談ください。

【日時】2月26日(火)午後1時30分～※一人あたり30分

【場所】市役所一階1番市民相談室(秘書広報課広報広聴係内)

【定員】先着5人(予約制)  
【申込み】2月4日(月)～2月15日(金)までにまちづくり計画課住宅グループ ☎ 551・1961へ。

3月の女性悩みごと相談  
～羽村市との共同事業～

自分自身の生き方、家族

や職場の人間関係、配偶者や恋人からの暴力など、女性が抱えるさまざまな悩みごとの相談をお受けします。

【福生市の日時・場所】13日(水)・27日(水)午前9時～午後1時・市役所一階1番市民相談室(秘書広報課広報広聴係内)

【羽村市の日時・場所】6日(水)・20日(水)午後1時30分～4時30分・羽村市役所1階市民相談室

【申込み】福生市・羽村市在住の女性の方でしたら、どちらの市へも申込みが可能です。予約制で先着3人まで。予約は、相談日の1か月前から福生市秘書広報課広報広聴係 ☎ 551・1529、羽村市市民相談係 ☎ 555・1111(内線541)へ。

福生市オリジナル介護予防体操「ふくふく福生体操」ができました！

市では「健康長寿のまちふっさ」を目指し、さまざまな介護予防の取り組みが行われています。その一環として、あらゆる年代の方がこの体操を通じて健康で長生きを目指していただけるように願いを込め、福生市オリジナルの体操をつくりました。

そこで、体操のお披露目イベントを開催します。会場では体操の実技指導と、自宅でできる運動の紹介も予定しています。みんなで一緒に楽しく体操しましょう。

【日時】3月23日(土)午前10時～11時

障害および難病に関する手当について

◆心身障害者福祉手当

【対象】身体障害者手帳1～4級、愛の手帳の所持者、脳性まひ、進行性筋萎縮症の方  
【支給制限】65歳以上で新規手帳取得者、施設入所者、保護者が児童育成手当(障害手当)受給者、所得制限超過者等は、支給されません。  
【支給月】4月、8月、12月(年3回)

◆重度心身障害者手当

【対象】重度の知的障害者、上・下肢に重度の機能障害のある方、重度の知的障害と身体障害のある方  
【支給制限】65歳以上で新規手帳取得者、施設入所者、3か月超の入院をしている方、所得制限超過者等は支給されません。  
【支給月】毎月

◆障害児福祉手当

【対象】20歳未満で心身に著しい障害があり、常時介護が必要と認められた方  
【支給制限】施設入所者、障害年金受給者、所得制限超過者等は、支給されません。  
【支給月】2月、5月、8月、11月(年4回)

◆特別障害者手当

【対象】20歳以上で心身に著しい障害があり、常時特別な介護が必要と認められた方  
【支給制限】施設入所者、3か月超の入院をしている方、所得制限超過者等は、支給されません。  
【支給月】2月、5月、8月、11月(年4回)

◆特殊疾病患者福祉手当

【対象】①東京都の難病医療費助成制度対象疾病に罹患している方②小児慢性疾患医療費助成対象者で難病医療費助成

制度と共通の疾病に罹患している方

【支給制限】施設入所者、心身障害者福祉手当受給者、保護者が児童育成手当(障害手当)受給世帯等は、支給されません。

【支給月】4月、8月、12月(年3回)

■所得制限基準額表

扶養親族の数	本人	配偶者および扶養義務者
0人	3,604,000円	6,287,000円
1人	3,984,000円	6,536,000円
2人	4,364,000円	6,749,000円
3人	4,744,000円	6,962,000円
4人	5,124,000円	7,175,000円
5人	5,504,000円	7,388,000円

※心身障害者福祉手当および重度心身障害者手当は申請者(20歳未満の場合は保護者)の所得が「本人」欄の所得制限を超えている場合、障害児福祉手当および特別障害者手当は「本人」および「配偶者および扶養義務者」欄のいずれかの所得制限を超えている場合は支給されません。

【問合せ】障害福祉課 ☎ 551・1742

◆児童育成手当(障害手当)

【対象】次のいずれかに該当する20歳未満の児童を扶養している方  
①身体障害者手帳1・2級程度②愛の手帳1～3度程度③脳性まひまたは進行性筋萎縮症

【支給月】2月、6月、10月(年3回)

【問合せ】子ども育成課子育て支援係 ☎ 551・1737

◆特別児童扶養手当

【対象】次のいずれかに該当する20歳未満の児童を扶養している方  
①身体障害者手帳1～3級程度②愛の手帳1～3度程度③日常生活に著しい制限を受ける状態の疾病・精神障害

【支給月】4月、8月、11月(年3回)

【問合せ】子ども育成課子育て支援係 ☎ 551・1737

心の相談

対人関係・思春期・高齢期・子育てなどの心の問題や病

【場所】もくせい会館3階  
【申込み】介護福祉課地域包括支援センター係 ☎ 551・1537

【日時】2月22日(金)午後1時～2時30分

【場所】福祉センター相談室  
【対象】心の問題や病気を抱えている市民とその家族など  
【定員】先着2人(予約制)

【日時】2月22日(金)午後1時～2時30分

【申込み】2月4日(月)から(土・日・祝日を除く)午前8時30分～午後5時15分の間、社会福祉協議会・成年後見センター福生 ☎ 552・5027へ。

※初めての相談の方に限ります。相談内容は秘密厳守。